

※重要

各 位

山梨県職業能力開発協会
技能振興課

令和8年度後期技能検定の実施職種（作業）に関するお知らせ

標題の件について、試験会場の収容可能人数等の理由により、受検申請の人数制限を行う職種（作業）をお知らせします。

受検者数の制限については、受検者及び関係者の安全に配慮した作業区画の確保や、公正公平な試験実施のために必要な措置となりますので、ご理解をいただけますようお願いいたします。

記

実技試験の受検者数を制限する職種（作業）と定員

機械検査（機械検査作業）1・2級	60名程度
機械検査（機械検査作業）3級	150名程度
機械加工（普通旋盤作業）3級	40名程度
シーケンス制御（シーケンス制御作業）1級	8名
シーケンス制御（シーケンス制御作業）2級・3級	52名
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）1～3級	10名
パン製造（パン製造）1・2級	4名
建築大工（大工工事作業）1～3級	30名程度
配管（建築配管作業）1～3級	12名
型枠施工（型枠工事作業）1～3級	12名
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）1～3級	15名
樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）1・2級	6名
塗装（鋼橋塗装作業）1・2級	10名
貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）3級	36名

◎上記職種以外でも、試験会場の状況により人数を制限する場合があります。

◎受検者の定員は、受付期間内に受検手続きを行った順に処理され、定員を超えた時点で、受検をお断りする場合があります。

◎受検制限の対象となった方には、他の都道府県における当該職種（作業）の実施状況に関する情報提供を行います。